



特定非営利活動法人 志木市精神保健福祉をすすめる会

いよいよLIFE

No.11 2020.1

新年のご挨拶

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年より、後見ネットワークセンターに加え、新たに生活相談センターの事業を受託し、志木市役所への職員派遣を始めました。また、傍楽舎の移転・統合も行い、当法人の事業が新たな展開に向け、動き始めているところです。皆さまのお力添えのおかげで、つつがなく業務を進めることができましたこと、心より感謝しております。

本年は国の施策が地域包括ケアへと進む中で、当法人がこの地域に出来ることは何か、あらためて模索する一年になろうかと思えます。引き続き、変わらぬご指導ご鞭撻をいただけますと幸いです。

末筆ではございますが、厳しい寒さが続いております。風邪など召されませぬよう、どうぞご自愛下さい。

理事長 上田将史

生活相談センターの業務

令和元年7月より業務委託され、志木市生活相談センターを運営開始しました。

開所時間は平日8時30分から17時15分で、主任相談支援員、相談支援員、2名体制で相談対応しています。令和2年1月から庁舎移転し、生活相談センターも仮庁舎であるマルイ8Fでの開所となります。

主な業務内容として食料支援(フードバンク、フードパントリー)、家賃補助(住居確保給付金)、社会福祉協議会の貸付制度説明、無料低額診療所(減免診療)紹介、就労にむけた相談、等の相談対応をしています。

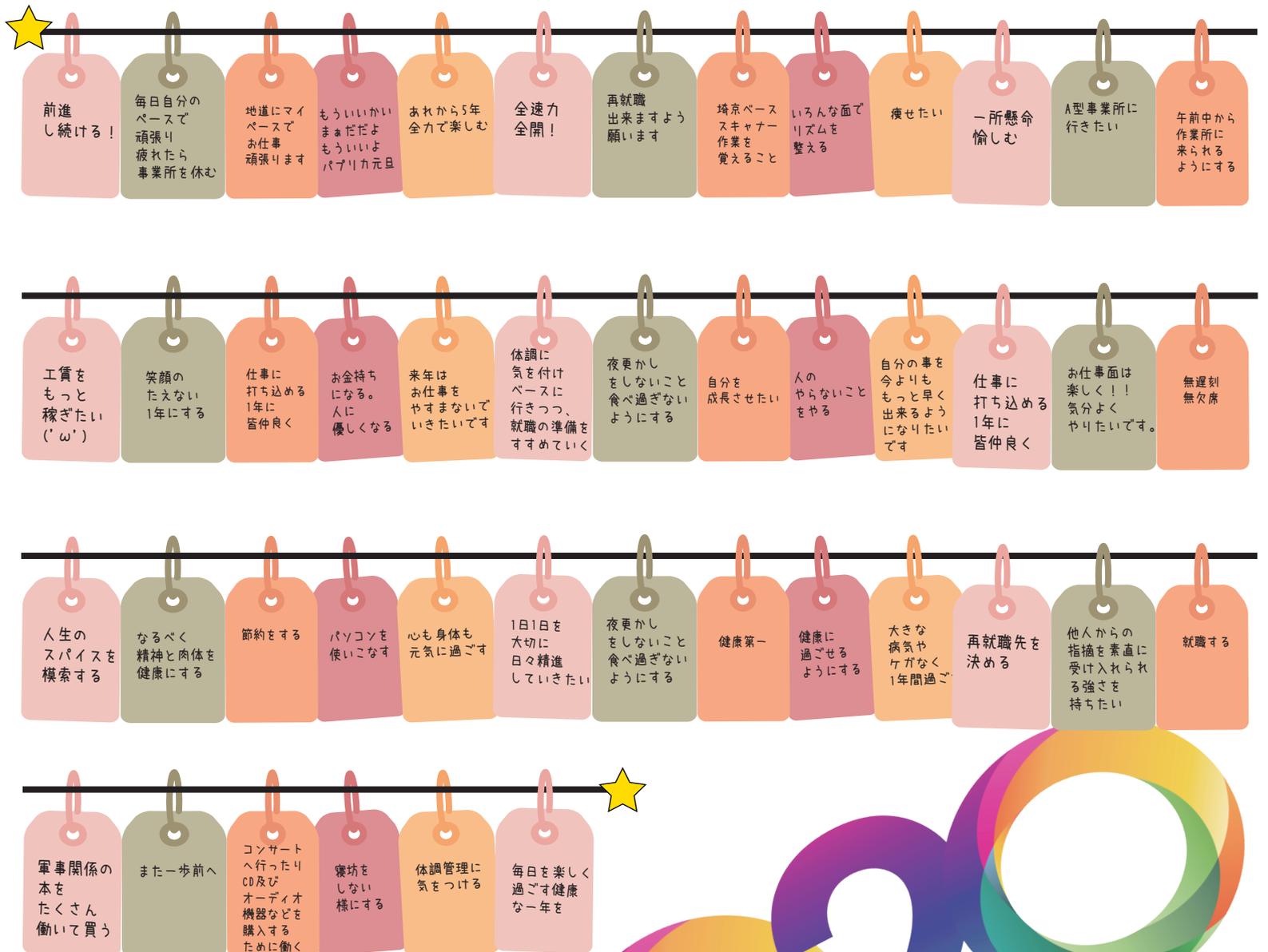
他にも生活保護制度の説明、債務に関する相談、DV・虐待の相談など相談内容は多岐にわたっています。また、内容に応じて生活保護面接相談員、ハローワーク、地域包括支援センター、法テラスなど各関係機関と情報共有を図り支援していくこともあります。来所が難しい方には電話相談、訪問などの対応もしています。

生活相談センターと通所施設では、相談対応が全く異なり継続的な来所に結びつきづらいため、長期的な支援ではなく短期間で問題解決を図る支援が求められています。相談者の主訴が何なのか、根底にある問題はどこにあるのかの見極めに難しさを感じながら相談を受けています。

私たちは相談者に対し、より良い情報提供ができるよう幅広い知識と制度の理解の習得に努めています。

相談者は今後の生活に不安を抱えている方が多いため、助言や制度の説明だけでなく相談者の思いを受け止めることを第一に考え、傾聴し安心して生活が送れるように支援をしていきたいと思っております。

【利用者・職員 今年の抱負】



**皆様はどんな抱負を抱いておられますか??
お一人お一人にとって素晴らしい年となりますように…**

発行人： 特定非営利活動法人 志木市精神保健福祉をすすめる会
 TEL： 048-476-8064 (志木事業所) FAX： 048-476-8079
 メールアドレス： info@susumerukai.net
 ホームページURL： <http://www.susumerukai.net/>
 facebook： <https://www.facebook.com/shiki.susumerukai>

